

屋外広告物掲出にあたっての安全対策について

一般財団法人土地総合研究所 専務理事 佐々木 晶二
ささき しょうじ

1. 屋外広告物の安全対策について

屋外広告物法は、第1条においてその目的として「良好な景観の形成」「風致の維持」に加えて、「公衆に対する危害の防止」をその目的としてあげている。

2015（平成27）年2月15日に札幌市においてビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し重症事故が発生したことを踏まえ、国土交通省においては、2016（平成28）年4月28日、都道府県及び市町村に対して、条例内容を技術的助言として示す屋外広告物条例ガイドラインについて、主に以下の項目を内容とする改正を行っている¹。

- ①屋外広告物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、屋外広告物の管理義務があることを明記
- ②屋外広告物の所有者等は一定の専門家による点検義務があることを明記
- ③屋外広告物の所有者等は条例に基づく許可申請又は許可更新申請をする場合には、点検結果を提出することを義務づけ

その後、屋外広告物条例を制定している都道府県及び市町村では、上記の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえて、一定の改正が進んでいる一方で、改正がされていない地方公共団体も多数存在する。

よって、本稿では、屋外広告物条例において、安全対策の改正を実施した条例の実態把握を行うとともに、屋外広告物条例ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に沿った条例改正が進まない背景を分析する。

2. ガイドライン改正に沿った条例改正を実施した条例の実態

(1) 条例検索システム²を用いた抽出結果

ガイドライン改正において、新たに「点検」の条項を設けていることから、点検の条項を設けている条例を条例検索システムを用いた結果、下の表のとおりであった。

列A及び列Bに該当する都道府県及び市町村数及び具体的な条例については、本稿末尾に掲載する。また、列Bに該当する条例については、黄色の色でセルを塗りつぶしている。

なお、屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づいて、都道府県、政令指定都市、中核市は条例制定ができ、また、景観法に基づき景観形成団体になった市町村も屋外広告物条例を制定することができる。その条例の総数については、列Cに掲げているとおりである。

¹ 以下の国土交通省のWebサイト参照。
<https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/okugaikouk-okuguideline160428.html>

² 条例Webアーカイブデータベースにおいて、「屋外広告物」かつ「点検」で条例を検索して抽出した。
<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>

表1 屋外広告物条例のうち、屋外広告物条例ガイドライン改正に沿って
条例改正した条例数など

		A	B	C
		ガイドライン 改正に沿って 条例改正	うち、点検を 許可対象に 限定	条例制定地 方公共団体 数
1	都道府県			
2	市町村	28	4	178

(2) 条例改正の評価

厳密な意味で、この実態を評価することは困難であるが、近年の気象激化の状況を踏まえると、屋外広告物の安全対策は市民の安全確保のための重要であると思われる。その意味では、現在の屋外広告物条例ガイドライン改正案は、地方公共団体にとって、そのまま導入するには躊躇する性格がある可能性は否定できない。

そこで、3. においては、表1で点検対象をあえて除いている列Bの事例などを踏まえて、ガイドラインの法的な課題について整理を行う。

3. ガイドライン改正による安全対策の課題

(1) 2016年ガイドライン改正のポイントと論点

1. に述べたとおり、屋外広告物等の所有者等は、管理義務及び点検義務を課されることになった³。

一方で、ガイドラインでは、そもそも、自家用広告物とそれ以外の広告物を区別して、自家用広告物は小規模なものは許可の対象外とする内容を示しており、実態としても、自らの店舗などに自分の店舗の広告をだす自家用広告物では、許可対象外となっていることから、屋外広告物条例を制定している都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）は、自家用広告物の実態をそもそも把握する手段が存在しない。

この結果として、都道府県等が条例によって義務づけた内容について、許可対象外の広告物については、条例の義務づけが守られているかを把握

する手段が制度的に存在しないことになっている。

この点を懸念して、表1の列Bの都道府県等は点検義務の対象を許可対象物件に限定した可能性があると考えられる。

なお、理屈上は、屋外広告物一般に対して条例において点検義務を課した場合には、条例には条例の規定に違反した場合の是正措置規定が存在することから、都道府県等は屋外広告物の所有者等に対して是正命令などの措置を講ずることができる。この命令などの措置規定が存在することによって、都道府県等は、落下のおそれなど危険が確実に予見される状態の場合に、周辺で被害を受けることが確実な者から行政事件訴訟法第37条の2の非申請型の義務づけ訴訟を起こされることも法理論上はありえることになる。この点も、都道府県等の担当者の懸念材料になる可能性がある。

(2) ガイドライン改正についての改善可能性

仮に安全対策について、自家用広告物を含むすべての屋外広告物に対して点検義務などの義務づけを所有者等に課したことに、都道府県等において、抵抗があるのであれば、都道府県等が通常から実態を把握している許可対象物件にまずは限定して、点検義務、あるいは、許可基準等における安全性基準の明記など、安全対策を講じるとともに、許可対象の拡大を進めることを内容とする条例改正案を用意することも検討の余地があると考えられる。

³ 文末に屋外広告物条例ガイドラインの新旧対照表を示す。

◎ 屋外広告物条例ガイドライン（案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（管理義務）</p> <p>第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「<u>広告物の所有者等</u>」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>（点検）</p> <p>第十九条の二 <u>広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「<u>屋外広告士</u>」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</u></p> <p>2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の</p>	<p>（管理義務）</p> <p>第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

(除却義務)

第二十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物の所有者等は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第二十二条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第十二条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても同様とする。

2 (略)

(違反に対する措置)

第二十三条 知事は、この条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、若しくはこれらを管理する者又はこれらの所有者若しくは占有者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(立入検査)

第二十四条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれら

(除却義務)

第二十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第二十二条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第十二条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても同様とする。

2 (略)

(違反に対する措置)

第二十三条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(立入検査)

第二十四条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれら

2
(略)

を管理する者若しくは広告物の所有者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2
(略)

を管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

表 ガイドライン改正に対応して条例改正を行った条例リスト

		管理義務	点検
	広告物ガイドライン	<p>(管理義務)</p> <p>第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p>	<p>(点検)</p> <p>第十九条の二 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。</p>
1	青森県 青森県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第十七条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p>	<p>(点検)</p> <p>第十七条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。</p> <p>(平二九条例一八・追加)</p>
2	秋田県 秋田県屋外広告物条例	<p>(点検及び管理の義務)</p> <p>第十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)は、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物又は掲出物件を良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(平一七条例三四・平二九条例五八・一部改正)</p>	<p>第十条の二 この条例の規定による許可に係る広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、定期に、次の各号(当該広告物又は掲出物件が規則で定める大規模な広告物又は掲出物件である場合にあっては、第三号を除く。)のいずれかに該当する者に当該広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、貼紙、貼札、広告旗、立看板その他規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。</p> <p>一 第七条の二第二項第一号又は第二号に掲げる者</p> <p>二 広告物又は掲出物件の点検をするために必要な知識及び技能を有する者として規則で定めるもの</p>

			管理義務	点検
				<p>三 広告物又は掲出物件の管理者(第七条の二第一項の規定により当該広告物又は掲出物件を管理する者をいい、前二号に掲げる者を除く。)</p> <p>2 広告物の所有者等は、前項の点検の結果を当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者及びこれらを管理する者に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(平二九条例五八・追加)</p>
3	新潟県	新潟県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第18条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(平29条例21・一部改正)</p>	<p>(点検)</p> <p>第18条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の点検は、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関(以下「登録試験機関」という。)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者が行わなければならない。</p> <p>(平29条例21・追加)</p>
4	山梨県	山梨県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第十三条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。</p> <p>(平一七条例五五・旧第十二条繰下・一部改正、平二四条例三五・平三〇条例四八・一部改正)</p>	<p>(点検義務等)</p> <p>第十三条の二 広告物等を設置し、又は管理する者は、当該広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の損傷、変形、腐食等の異常の有無の確認その他の安全性の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項の点検(規則で定める広告物等に係るものに限る。)を行うときは、法第十条第二項第三号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者に行わせなければならない。</p> <p>3 第十二条の二第一項の有効期間の更新の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、第一項の点検の結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(平三〇条例四八・追加)</p>

			管理義務	点検
5	愛知県	愛知県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第十三条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一六年条例五九号〕</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第十三条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。</p> <p>追加・一部改正〔平成二九年条例四七号〕</p>
6	鳥取県	鳥取県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第 7 条の 2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。</p> <p>(昭 51 条例 20・追加、平元条例 12・旧第 7 条の 2 繰下、平 11 条例 35・旧第 7 条の 3 繰上、平 16 条例 78・令 2 条例 42・一部改正)</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第 7 条の 3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けしている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定による検査が行われ、同法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 5 項の検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けしている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(令 2 条例 42・追加)</p>
7	広島県	広島県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件</p>	<p>(点検)</p> <p>第十五条の三 前条第一項の規則で定める広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、当該広告物又は掲出物件について、管理者に当該広告物又は掲出物件の本体、接</p>

		管理義務	点検
		<p>の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>追加〔平成三〇年条例二〇号〕 改正注記 条沿革</p> <p>(管理者の設置等)</p> <p>第十五条の二 第二条第一項の規定による許可に係る広告物又は掲出物件のうち、規則で定める広告物を表示し、又は規則で定める掲出物件を設置する者は、これらを管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 管理者は、法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>3 管理者の住所又は氏名に変更があつたときは、五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>追加〔平成三〇年条例二〇号〕</p>	<p>合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。</p> <p>追加〔平成三〇年条例二〇号〕</p>
8	愛媛県	<p>愛媛県屋外広告物条例</p> <p>(管理義務)</p> <p>第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、これらを良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件(規則で定めるものを除く。)を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。</p> <p>3 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、第39条第1項第1号又は第4号に掲げる者その他これらの者と同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。</p> <p>全部改正〔平成5年条例25号〕、一部改正〔平成17年条例35号・28年26号〕</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第12条の2 第6条第5項(第7条第6項及び第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、あらかじめ、当該許可に係る広告物又は掲出物件の安全性について点検しなければならない。</p> <p>2 第6条第5項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、前条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置いているときは、当該管理する者に前項の規定による点検をさせなければならない。</p> <p>追加〔平成28年条例26号〕</p>
9	長崎県	<p>長崎県屋外広告物条例</p> <p>(管理義務)</p> <p>第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第12条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況</p>

			管理義務	点検
			<p>管理を怠らないようにし、良好かつ安全な状態に保持しなければならない。</p>	<p>を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物又は掲出物件に係る前項の点検については、次に掲げる者が行うものとする。</p> <p>(1) 法第 10 条第 2 項第 3 号に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>(2) 前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの</p> <p>3 第 5 条又は第 6 条第 3 項の規定による許可を受けた広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、第 9 条第 3 項の規定による当該許可の更新を申請しようとするときは、前 2 項の規定による点検の結果を知事に報告するものとする。</p>
10	熊本県	熊本県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第 13 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>3 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前項の管理する者は、法第 10 条第 2 項第 3 号イの登録試験機関(第 13 条の 2 第 1 項及び第 23 条第 1 項において「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第 13 条の 2 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 第 5 条又は第 6 条第 4 項の規定による許可を受けた者は、第 9 条第 3 項の規定により許可の期間の更新を申請する場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。</p> <p>[第 5 条] [第 6 条第 4 項] [第 9 条第 3 項]</p> <p>3 知事は、前項の規定により提出された点検の結果において当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等に劣化、損傷等の異常があり、かつ、当該異常について改善が図られていないと認めるときは、許可の期間を更新してはならない。</p>
11	大分県	大分県屋外広告物条例	<p>(管理義務等)</p> <p>第十三条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理</p>	<p>(点検)</p> <p>第十三条の二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出</p>

			管理義務	点検
			<p>する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(平一七条例二八・一部改正)</p>	<p>物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、登録試験機関(法第十条第二項第三号イの登録試験機関をいう。以下同じ。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。</p> <p>(平二八条例四二・追加)</p>
12	宮崎県	宮崎県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第21条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>3 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。</p> <p>一部改正[平成10年条例10号・13年37号・17年29号・18年60号・30年40号]</p>	<p>(点検)</p> <p>第22条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該広告物等の本体、接合部分、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の規定による点検は、登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者に行わせなければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検の結果を知事に報告するものとする。</p> <p>追加[平成30年条例40号]</p>
13	沖縄県	沖縄県屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>一部改正[平成17年条例72号・令和3年14号]</p>	<p>(点検)</p> <p>第14条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、定期的に、次の各号のいずれかに該当する者にその表示し、若しくは管理する広告物又はその設置し、若しくは管理する掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士</p>

			管理義務	点検
				<p>(2) 法第 10 条第2項第3号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>(3) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 28 条第1項に規定する職業訓練指導員免許(広告美術科に係るものに限る。)を受けた者又は同法第 44 条第1項に規定する技能検定(広告美術仕上げに係るものに限る。)に合格した者</p> <p>(4) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、前3号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの</p> <p>2 第 10 条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、前項の点検の結果を規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。</p> <p>追加[令和3年条例 14 号]</p>
1	青森市	青森市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第十七条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者(以下「広告物等の表示者等」という。)は、当該広告物等に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第十七条の二 第十条第一項の規定による許可の期間の満了後引き続き当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>(平成三〇条例三五・追加)</p>
2	弘前市	弘前市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第 23 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p>	<p>(点検)</p> <p>第 23 条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、法第 10 条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。</p> <p>本条…追加[平成 30 年条例 35 号]</p>
3	八戸市	八戸市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第 20 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理</p>	<p>(点検)</p> <p>第 20 条の2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれら</p>

			管理義務	点検
			する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。	を管理する者は、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。
4	仙台市	仙台市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第十六条 広告物等の表示者等(広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。)及び広告物等の所有者等(広告物等の所有者及び占有者をいう。次条において同じ。)は、広告物等に関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(平一四、三・旧第十四条繰下、平二九、三・改正)</p>	<p>(点検義務等)</p> <p>第十六条の二 広告物等の所有者等は、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イの試験に合格した者(第四十七条第一項第一号において「屋外広告士」という。)その他規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 広告物等の所有者等(当該広告物等を表示し、又は設置している者に限る。)は、第九条第二項の規定により許可を受けようとする場合その他規則で定める場合には、前項の点検の結果を、規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。</p>
5	秋田市	秋田市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第11条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、補修その他必要な管理を怠らないようにしなければならない。</p> <p>(平17条例23・一部改正)</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第11条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、第9条第1項の規定によりこれらを管理する者を置いているときは、当該管理する者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検させなければならない。ただし、当該管理する者が点検することができないときは、当該管理する者以外の者であって、同条第2項各号に掲げるもの又は規則で定めるものに点検させることができる。</p>
6	郡山市	郡山市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(平17条例35・令3条例5・一部改正)</p> <p>(管理者設置義務)</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第14条の3 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による点検は、この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものに行わせなければならない。</p>

			管理義務	点検
			<p>第 14 条の 2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前項の管理する者は、法第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものでなければならない。</p> <p>(令 3 条例 5・追加)</p>	<p>3 第 5 条、第 6 条第 4 項又は第 7 条の規定による許可を受けた者は、第 10 条第 3 項の規定により許可の期間の更新を申請する場合には、第 1 項の規定による点検の結果を市長に提出しなければならない。</p> <p>(令 3 条例 5・追加)</p>
7	横浜市	横浜市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第 20 条 広告主、広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)又は広告物等を管理する者(以下「広告主等」という。)は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>2 広告主等は、広告物等(規則で定めるものに限る。)を良好な状態に維持するため、前項の補修その他必要な管理を行う維持管理主任者を置かなければならない。ただし、広告主等が自ら維持管理主任者となることを妨げない。</p> <p>3 前項の維持管理主任者は、第 39 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる者でなければならない。</p> <p>(令 3 条例 46・一部改正)</p>	<p>(点検)</p> <p>第 20 条の 2 第 18 条第 2 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等について必要な点検を行わなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該広告物等のうち規則で定めるものについては、第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者その他規則で定める者に点検を行わせなければならない。</p> <p>(令 3 条例 46・追加)</p>
8	新潟市	新潟市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第 16 条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、こ</p>	<p>(点検)</p> <p>第 16 条の 2 広告物等を表示し、又は設置する者は、広告物等を管理する者に、広告物等の本体、接合部、支持部</p>

			管理義務	点検
			れらに関し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。 一部改正〔平成 29 年条例 13 号〕	分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める簡易広告物にあつては、この限りではない。 追加〔平成 29 年条例 13 号〕
9	新発田市	新発田市屋外広告物条例	(管理義務) 第 20 条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。 (平成 29 年条例 21・一部改正)	(点検) 第 20 条の 2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物等については、この限りでない。 2 規則で定める広告物等については、前項の点検は、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関(以下「登録試験機関」という。)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者が行わなければならない。 (平成 29 年条例 21・追加)
10	佐渡市	佐渡市屋外広告物条例	(管理義務) 第 20 条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。 (平 29 年条例 16・一部改正)	(点検) 第 20 条の 2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物等については、この限りでない。 2 規則で定める広告物等については、前項の点検は、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関(以下「登録試験機関」という。)が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者が行わなければならない。 (平 29 年条例 16・追加)
11	甲府市	甲府市屋外広告物条例	(管理義務) 第 16 条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。	(点検) 第 17 条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者は、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、規則で定めるところにより、点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。 2 前項の点検(規則で定める広告物等に係るものに限る。)は、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)

			管理義務	点検
				<p>が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、これを行わせなければならない。</p> <p>3 第7条第7項(第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。)の規定による許可の期間の更新を申請する場合には、規則で定めるところにより、第1項の規定による点検の結果を市長に提出しなければならない。</p>
12	名古屋 市	名古屋 市屋外 広告物 条例	<p>(管理義務)</p> <p>第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又はこれらの所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第13条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物の所有者等は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をしなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(第25条第1項第1号において「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、前項の広告物又は掲出物件のうち規則で定めるものの本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p>
13	豊橋 市	豊橋 市屋外 広告物 条例	<p>(管理義務)</p> <p>第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(一部改正〔平成16年条例45号〕)</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第15条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。</p> <p>(追加〔平成30年条例30号〕)</p>
14	岡崎 市	岡崎 市屋外 広告物 条例	<p>(管理義務)</p>	<p>(点検義務)</p>

			管理義務	点検
			第18条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。	第18条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。 2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。
15	一宮市	一宮市屋外広告物条例	(管理義務) 第18条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。	(点検義務) 第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。 2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。
16	豊田市	豊田市屋外広告物条例	(管理義務) 第21条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。	(点検義務) 第21条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。 2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。
17	枚方市	枚方市屋外広告物条例	(管理の義務) 第26条 広告物等を表示し、若しくは	2 表示等の許可に係る広告物等で規則で定めるものについての前項の点検は、2年を超えない期間ごとに行わなければならない。

			管理義務	点検
			設置する者又は管理者は、この条例の規定に違反して著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないよう、その広告物等について、点検、補修その他必要な管理を行わなければならない。	3 前項の規定による点検を行う者は、第 44 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者その他当該点検を適切に行う知識を有する者として規則で定める者でなければならない。 (平 27 条例 54・旧第 23 条繰下・一部改正)
18	八尾市	八尾市屋外広告物条例	(管理の義務) 第 20 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。	(点検) 第 21 条 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第 10 条第 2 項第 3 号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物については、この限りでない。 2 広告物の所有者等は、第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の許可の申請を行う場合には、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。
19	岡山市	岡山市屋外広告物条例	(管理義務) 第 17 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者(以下「広告物の表示者等」という。)又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。 (管理者の設置義務) 第 18 条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者で、県内に住所(法人にあっては、事務所又は営業所の所在地。以下同じ。)を有しないものは、広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。 2 前項の広告物又は掲出物件を管理す	(点検義務) 第 20 条 広告物の表示者等又は広告物の所有者等は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、その結果を保管しなければならない。 2 広告物の表示者等又は広告物の所有者等は、規則で定める広告物又は掲出物件について、法第 10 条第 2 項第 3 号イに掲げる者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。 3 第 11 条第 1 項の許可を受けようとする者又は表示し、若しくは設置した日から 1 年以上の期間を経過した広告物若しくは掲出物件について第 7 条第 1 項若しくは第 8 条第 3 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、第 1 項又は前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

			管理義務	点検
			<p>る者は、県内に住所を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者等の届出)</p> <p>第 19 条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者が、これらを管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。</p>	
20	倉敷市	倉敷市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第 15 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理し、所有し、若しくは占有する者(次条において「広告物の表示者等」という。)は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p>	<p>(点検義務等)</p> <p>第 16 条 広告物の表示者等は、広告物又は掲出物件について、取付け部分、主要部材及び固定金具の腐食等の有無の確認その他の安全性に関する項目についての点検を実施しなければならない。</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、広告物の表示者等は、規則で定める広告物又は掲出物件について、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する者その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者による広告物及び掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の有無及びその程度についての点検を実施しなければならない。</p> <p>3 広告物又は掲出物件について、規則で定める許可を受けようとする者は、前項(同項の規定の適用を受けず、第 1 項の規定の適用を受ける広告物及び掲出物件につい</p>

			管理義務	点検
				ては、同項の規定による点検により作成された規則で定める点検結果を市長に報告しなければならない。 4 前項の規定は、報告の必要がないものとして規則で定める広告物又は掲出物件については、適用しない。
21	福山市	福山市屋外広告物条例	(管理者の義務) 第 18 条 管理者は、第 3 条に定めるもののほか、良好な景観及び風致を害し、並びに公衆に対する危害を及ぼすおそれがないように、その管理する広告物又は掲出物件につき、必要な注意をしなければならない。 (一部改正〔平成 17 年条例 22 号〕)	(点検) 第 18 条の 2 第 17 条第 2 項の規則で定める広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、管理者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。 (追加〔令和 3 年条例 47 号〕)
2 2	松山市	松山市屋外広告物条例	(管理義務) 第 17 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。 (管理者の設置) 第 18 条 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。 2 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、第 41 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に掲げる者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。 (管理者等の届出) 第 19 条 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。当該管理する者を変更	(点検義務) 第 20 条 第 13 条第 1 項の規定による許可等の期間の更新の許可等を受けようとする者は、当該許可等を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ、倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

			管理義務	点検
			<p>し,又は廃止したときも,同様とする。</p> <p>2 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を表示し,又は設置する者に変更があったときは,新たにこれらの者となった者は,遅滞なく,規則で定めるところにより,その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し,若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは,遅滞なく,規則で定めるところにより,その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し,若しくは設置する者又はこれらを管理する者は,当該許可に係る広告物又は掲出物件が滅失したときは,遅滞なく,規則で定めるところにより,その旨を市長に届け出なければならない。</p>	
2 3	八幡浜市	八幡浜市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第12条 広告物を表示し,若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は,これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし,これらを良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件(規則で定めるものを除く。)を表示し,又は設置する者は,これらを管理する者を置かなければならない。</p> <p>3 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は,次の各号のいずれかに該当する者その他これらの者と同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。</p> <p>(1) 法第10条第2項第3号イに規定</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第12条の2 第6条第5項(第7条第6項及び第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は,あらかじめ,当該許可に係る広告物又は掲出物件の安全性について点検しなければならない。</p> <p>2 第6条第5項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は,前条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置いているときは,当該管理する者に前項の規定による点検をさせなければならない。</p>

			管理義務	点検
			<p>する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの</p>	
2 4	松浦市	松浦市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好かつ安全な状態に保持しなければならない。</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第 13 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りではない。</p> <p>2 規則で定める広告物又は掲出物件に係る前項の点検については、次に掲げる者が行うものとする。</p> <p>(1) 法第 10 条第 2 項第 3 号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>(2) 前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの</p> <p>3 第 5 条又は第 6 条第 3 項の規定による許可を受けた広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、第 9 条第 3 項の規定による当該許可の更新を申請しようとするときは、前 2 項の規定による点検の結果を市長に報告するものとする。</p> <p>(除却義務)</p>
2 5	大分市	大分市屋外広告物条例	<p>(管理義務)</p> <p>第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(平 17 条例 10・一部改正)</p>	<p>(点検)</p> <p>第 13 条の 2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、登録試験機関(法第 10 条第 2 項第</p>

			管理義務	点検
				3号イの登録試験機関をいう。以下同じ。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。 (令3条例62・追加)
26	鹿児島市	鹿児島市屋外広告物条例	(管理義務) 第17条 広告物の表示等を行う者若しくは当該広告物等を管理する者又は当該広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態を保持しなければならない。 (平10条例16・平29条例14・一部改正)	(点検義務) 第17条の2 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める資格を有する者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。 2 広告物等の所有者又は占有者は、この条例の規定による許可の更新又は変更の申請をする場合は、規則で定めるところにより、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。 (平29条例14・追加)
27	指宿市	指宿市屋外広告物条例	(管理義務) 第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(次条第1項において「広告物の表示者等」という。)は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態を保持しなければならない。 (令3条例13・一部改正)	(点検) 第13条の2 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。 2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、法第10条第2項第3号イに掲げる者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。 3 前項の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検(当該許可の更新の申請前3月以内に行われたものに限る。)の結果を市長に報告しなければならない。 (令3条例13・追加)
28	浦添市	屋外広告物条例	(管理及び点検の義務)	2 広告物等の表示等を行う者若しくは第33条第1項に規定する管理者又は所有者若しくは占有者は、規則で定

管理義務	点検
	<p>第 21 条 広告物等の表示等を行う者若しくは広告物等を管理する者又は所有者若しくは占有者は、広告物等に関し点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>めるところにより、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検を行わなければならない。ただし、規則で定める小規模な広告物等(以下「小規模広告物等」という。)については、この限りでない。</p> <p>3 前項の点検のうち、規則で定める大規模な広告物等(以下「大規模広告物等」という。)については、法第 10 条第 2 項第 3 号に規定する登録試験機関が広告物等の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に、これを行わせなければならない。</p> <p>4 広告物等の表示等を行う者若しくは第 33 条第 1 項に規定する管理者又は所有者若しくは占有者は、この条例の規定による継続の許可の申請を行う場合は、規則で定めるところにより、第 2 項の点検の結果を市長に報告しなければならない。</p>